

職員の給与に関する報告及び勧告

平成30年10月

川崎市人事委員会



30川人委調第302号

平成30年10月9日

川崎市議会議長 松原成文様

川崎市市長 福田紀彦様

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告

1	職員の給与等の実態	1
2	民間の給与等の実態	2
3	民間給与との比較	4
4	国家公務員給与との比較	5
5	物価及び生計費等	5
6	人事院勧告の概要	6
7	本年の給与の改定	9
	(1) 月例給	9
	(2) 期末・勤勉手当	9
	(3) 宿日直手当	10
8	人事管理に関する報告及び意見	10
	(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革	10
	(2) 人材の確保・育成	14
	(3) 高齢期の雇用の在り方	16
	(4) ハラスメント対策	17
	(5) 市民からの信頼確保	18
9	おわりに	18

別紙第2	勸 告	21
------	-----	----

参 考 資 料	23
---------	----

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,324人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,622人、平均年齢40.9歳）の平均給与月額は、404,570円（給料330,862円、扶養手当7,598円、地域手当55,178円、その他10,932円）となっている。

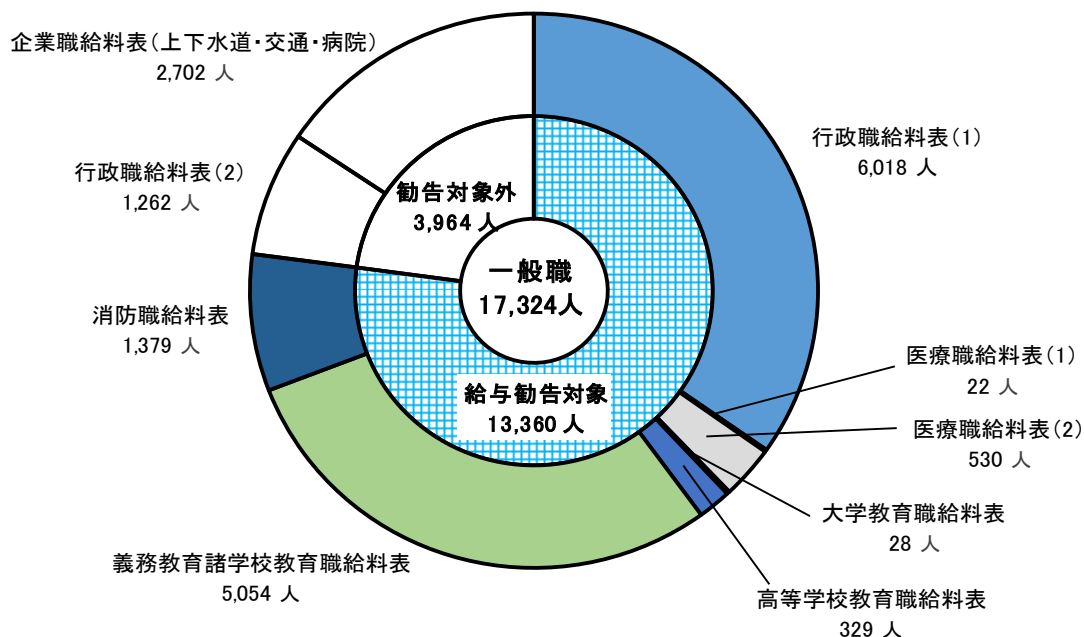
また、行政職給料表(1)の適用職員（6,018人、平均年齢41.4歳）の平均給与月額は、403,815円（給料327,334円、扶養手当7,778円、地域手当55,177円、その他13,526円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,917人、平均年齢41.7歳）の平均給与月額は、407,143円（給料329,891円、扶養手当7,911円、地域手当55,634円、その他13,707円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

【参考資料第1表～第9表（23～83ページ）参照】

給料表別職員数 (平成30年4月時点)



- (注) 1 再任用職員、任期付職員及び休職中の職員等は含まれていない。
 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の522事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された119事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第20表（86～100ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で207,021円、短大卒で183,577円、高校卒で171,828円となっている。

【参考資料第11表（87ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（88～97ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で36.1%、高校卒で11.0%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で43.6%、高校卒で19.0%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で56.4%、高校卒で81.0%となっている。

【参考資料第13表（98ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は80.4%であり、その平均支給月額は無配偶者13,639円、配偶者と子1人の場合19,873円、配偶者と子2人の場合25,662円となっている。

【参考資料第14表（98ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は74.4%であり、そのうち借家・借間居住者に対して支給する事業所の割合は93.2%となっている。

【参考資料第15表（99ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞

与等の特別給は、所定内給与月額¹の4.44月分相当となっている。

【参考資料第16表（99ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は45.9%、ベースアップを中止した事業所の割合は9.8%となっている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.1%となっている。

【参考資料第17表・第18表（99～100ページ）参照】

(8) 昇給制度の状況

一般の従業員（係員）について、昇給制度を設けている事業所の割合は94.1%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所の割合は91.0%となっている。

【参考資料第19表（100ページ）参照】

(9) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で44.6%、課長級で50.5%、部長級で50.6%となっている。

【参考資料第20表（100ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
407,086	407,143	△57 (△0.01%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のススパイレス指数は、101.2(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では0.6%、本市では0.4%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で137,280円、2人世帯で175,430円、3人世帯で220,690円、4人世帯で265,950円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額956円となっており、本年10月からは時間額983円に改定されている。

【参考資料第21表・第22表(101~103ページ)参照】

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率88.2%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕

〔俸給 583円 はね返り分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上、職員が年5日以上、年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を57円(0.01%)上回っているものの、公民の給与はおおむね均衡していることから、次のとおり月例給について対応することとする。

ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととする。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

ただし、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

ウ 初任給調整手当

初任給調整手当については、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.40月分)が、民間事業所の特別給の支給割合(4.44月分)を下回っていることが

判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする。

併せて、再任用職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(3) 宿日直手当

宿日直手当については、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

8 人事管理に関する報告及び意見

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

ア 長時間勤務の是正

本年6月、通常国会において働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立した。同法には、来年4月から施行される労働基準法の一部改正が盛り込まれており、これにより時間外労働の上限について、原則年360時間、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間とされる。

この改正を受け、本年8月に人事院は、人事院規則により国家公務員の超過勤務に上限を設ける旨を報告し、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合に上限の時間を超えたときには、各省庁の長が事後的に検証を行うものとした。

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和、公務能率の向上といった観点等から重要な課題であり、本委員会では従来からその必要性に言及しているところである。本市における平成29年度の時間外勤務の状況をみると、職員1人当たりの時間外勤務時間数は前年度と比べて10%以上減少しており、「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」（以下「改革推進プログラム」という。）の取組が奏功している

ものといえるが、改正後の労働基準法上の時間外勤務時間数の原則的な上限である年360時間を超える職員もなお存在している。地方公務員においては、上限規制が適用されない規定もあるが、労働安全衛生の観点からは、上限が遵守されることが望ましいことは言うまでもない。法改正の趣旨や国の動きを踏まえ引き続き一層の取組の推進が望まれる。

長時間勤務の是正に当たっては、時間外勤務が発生している現状を分析し、業務量に見合った職員の適正配置や業務を効率化・簡素化する具体的な取組を実行する必要がある。この点、任命権者においては、480時間超の時間外勤務を行った職員がいる職場に対して、昨年度に業務状況調査を行っており、その調査結果によれば、時間外勤務の縮減のためには、「総務事務センターの導入」「予算要求事務の効率化」「会議実施のルール化」といった業務改善や効率化の取組が必要であるとする回答が多くを占めていた。「改革推進プログラム」において、これらの課題に対応すべく、全庁に共通する予算編成事務や庁内会議等の具体的な事務についての見直しや、来年度からの総務事務センターの導入に向けた準備が進められている。また、AI（人工知能）やRPA（パソコンによる定型作業の自動化）等の新たなICTの活用についても検討がなされている。さらに、個々の職場に特有の課題を改善した事例を共有できる仕組みの整備が進められている。長時間勤務の原因は、全庁に共通するものと個々の職場に特有のものがあり、今後もその両面において、業務の効率化・簡素化を目指すべく取組を推進されたい。

また、今回の労働基準法の改正により、年次有給休暇について、使用者は一定日数を時季の指定をして与えねばならないとされ、国においても、人事院が各省庁の長に年次有給休暇使用促進に関して配慮を要請する旨を報告している。本市においても、法改正の趣旨や国等の動向を踏まえ適切に対応することが必要である。

そのほか、勤務時間の適正な把握のために客観的な出退勤時間の管理を徹底すべく、本年度からＩＣカードを用いた出退勤時間の登録が開始されている。また、文部科学省が昨年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめるなどして、全国的に取組が展開されつつある教員の勤務時間の問題については、本市においても初の試みとして、市立小中学校等において本年8月に学校閉庁日が設定され、勤務時間に対する意識向上に向けた取組がなされたところである。適正な勤務時間の実現は長時間勤務の是正にも資するものであり、引き続き適切な取組の推進が期待される。

イ 多様な働き方の推進

「改革推進プログラム」では、多様な働き方の推進を主要な取組として掲げている。少子高齢化の一層の進展が想定される中で、職員一人ひとりが仕事と生活の調和を確保し、充実した生活を送ることができる働き方を実現することは、多様な人材が活躍できる職場づくりに資するものであり、将来的に安定した市民サービスの供給へとつながるものである。

昨年度から、一部の職員を対象として、時差勤務やサテライトオフィスの設置等が試行されている。これらの取組は、各職員が1日の時間をより有効に活用することを可能とし、働き方の柔軟性を高めるものと考えられるが、一方で、職員間の業務調整や労務管理等の対応が必要となる側面もある。今後は、テレワーク（在宅勤務）の試行も予定されるところであるが、時差勤務やサテライトオフィスの設置等を含め、引き続きその効果と影響を検証し、多様な働き方を実現する制度について検討されたい。

「川崎市職員メンター制度」は、後輩職員がキャリア形成上の課題や職場での悩みについて、先輩職員と双方向の対話を行うことで問題解決を個別にサポートしようとするものであり、本年度は男性職員にも対象を拡大し、試行されている。昨年度の取組では、メンティには仕事に対するモチ

ベーションや昇任意欲の向上が見られ、メンターにも自身のキャリアを振り返り、今後の働き方を考える効果があったことから、継続的に取組を推進することにより、意欲ある職員のキャリア形成をサポートする制度として熟度を高めていくことが望まれる。

また、本市では障害者雇用の拡大を目指し、精神障害者雇用の取組に関して、新たに昨年12月から臨時的任用職員として精神障害者保健福祉手帳所持者の任用が行われるなど、職域の拡大に向けた職務分野の検証に取り組んでいる。多角的な視点から課題を整理するとともに、職員同士が個々の状況を認識し互いに協力することで、その持てる能力を十分に発揮できるよう、適切に職員への周知や啓発を図りながら、全ての人にとって働きやすい職場環境の整備に努められたい。

ウ メンタルヘルス対策

本市の平成29年度の長期療養者のうち「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調者の職員全体に占める割合は、前年度に比して僅かに減少しているものの、「改革推進プログラム」においても課題として挙げられており、引き続きメンタルヘルス対策は重要な課題である。

本年度は「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」の検証に基づく新たな計画策定に向けた準備を進めている。本市は、これまでも一次予防の取組を強化してきたところであり、昨年度から仕事上のストレス要因が高い傾向にある新規採用職員及び異動者の支援のために、職員保健相談室の相談員も加えた面談を適切な時期を捉えて実施し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ体制の強化を図っている。メンタルヘルス対策は予防が重要であることから、今後も一次予防の取組を継続していくことが必要である。

また、メンタルヘルス対策は、全国的にみるとストレスチェックの実施の義務付けや、産業医の機能強化等、近年、労働安全衛生に関する制度改正が相次いで成されている。本市では、ストレスチェックの集団分析を活

用した職場環境の改善に向けた取組を実施している。引き続きストレスチェックを活用して、職員自身のストレスへの気付きを促し、それぞれの職場におけるストレス要因を把握することで、各職場において職場環境の改善に努めていくことが望ましい。

任命権者においては、これまでの一次予防の取組と併せて、ストレスチェックを有効活用することで、各職場の取組を支援するさらなるメンタルヘルス対策がなされることを期待する。

(2) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

民間企業における採用意欲は高い水準で推移しており、国や他の地方自治体との採用活動の競合等を勘考すると本市の職員採用をめぐる環境は依然として厳しい状況にある。そのような中、今後ますます複雑・多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応していくために、多様な有為の人材を安定的かつ継続的に確保することは重要な課題である。

本委員会では、様々な手法を取り入れ改善を図りながら、人材確保に向け取り組んでいる。例年、本市の魅力を知ってもらうため、大学等において国や他の地方自治体と合同で採用説明会を開催しているが、公務員志望の学生が集まりやすい一方で、民間企業志望の学生の参加が十分に見込めない傾向もみられた。そのため、より一層公務員や本市の魅力、人物重視の試験制度を周知することなどを目的に、多くの民間企業も参加する合同説明会への出展の拡充等と併せ、本年度は大学に幅広く働きかけを行い、本市単独の説明会を実施することとしたところである。

また、受験者数が減少傾向にある技術系職種の人材確保のため、新たに首都圏等に立地する66大学のデジタルサイネージ（電子看板）でPR動画を放映した。さらに、技術系職種の業務に興味・関心のある学生等を対象

に、本市の技術系職員が活躍する現場をめぐるバスツアーを行っているが、本年度新たに対象を拡大し、化学職・薬剤師・獣医師の職場見学ツアーを実施する予定である。

今後も引き続き、多くの機会や手法を活用し、人材の確保に向けた取組を積極的に進めていく。

イ 人材の育成

本市では、本年3月に「人材育成第2期アクションプラン」を策定し、効率的かつ効果的な人材育成の推進や管理・監督者マネジメント力の向上などを重点的な課題として、研修やOJT支援等に関する取組を進めている。

マネジメントに関する基礎知識やマネジメント上における問題への理解と実践に関するポイントを整理した「マネジメントガイドブック」を策定し、本年度は、新任課長研修や新設した課長昇任後3年目の職員を対象とした研修において活用するなど、管理職のマネジメント力強化に向けた取組が進められている。eラーニングによる効率的な研修の実施などその他の取組においても、今後その効果が期待される場所である。

また、昨年度から、職員一人ひとりの状況に応じた人材育成を推進するため、「育成プランシート」及び「成長キャリアノート」が導入されたところであるが、本年度は記載項目の削減等の見直しが行われた。研修やOJT支援等に関する各取組においては、効果の検証や課題整理を行いながら、適切に充実させていくことが望ましい。

人材育成に関する取組は継続して実施されることで大きな効果を発揮するものである。各職員が高い意欲と志を持って職務に従事し、高い成果を挙げられるよう、引き続き計画的な取組を進められたい。

ウ 昇任制度の在り方

平成3年度から行っている本市の係長昇任選考は、昇任を取り巻く環境

の変化に合わせて、対象職種の拡大や受験年齢の引下げなどの見直しを図ってきた。しかしながら、近年、係長昇任選考の受験率の低下傾向が続いており、今後、昇任者の計画的確保や、ひいては能率的な業務の執行体制の維持への影響も懸念されるところである。

本委員会は、本年度から、受験に係る職員の負担を軽減するとともに、係長としての適性をよりの確に判断しうるよう、出題分野の見直しを行った。

引き続き、昇任制度の公平かつ公正な運用に努めるとともに、受験率の低下の要因を多角的に分析し、女性活躍推進の観点にも留意しつつ、適切な在り方について検討を続け、任命権者と連携しながら受験しやすい環境の整備を図っていく。

(3) 高齢期の雇用の在り方

本年8月、国家公務員の定年の引上げについて、人事院による意見の申出がなされた。公的年金の支給開始年齢の段階的引上げにより定年退職後に年金が支給されない期間が生じることとなって以来、雇用と年金の接続への対応は課題であった。人事院は平成23年に定年の引上げについて意見の申出をしていたものの、これまでは再任用制度での対応がなされてきた。今般、改めて意見の申出がなされたことにより、地方公務員も含め定年の引上げの制度化に向けての動きが本格化することが見込まれる。本市においてもこの動きを注視し、定年引上げ後の60歳を超える職員の給与水準の在り方や役職定年についての検討を進めていく必要がある。

定年の引上げの制度化までは、現在と同様の再任用制度を続けていくことが見込まれる。任命権者は、本年度から再任用職員の配置を係長級にも拡大し、再任用職員がより一層、キャリアを活用し、意欲的に仕事ができるよう取組を推進した。平成32年度から導入される会計年度任用職員制度の影響も

勘案し、さらに定年の引上げを見据えた上で、今後も雇用と年金の接続への対応を図りながら、再任用職員の経験及び能力を十分に活かすとともに、勤務意欲が確実に保持されるよう適正な再任用制度の運用を推進されたい。

(4) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の効率的運営に支障を来し、メンタルヘルスや職場環境に悪影響を及ぼすもので、看過できない問題である。

国家公務員等によるセクシュアルハラスメントに関する報道もされる中、本市においては「川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」を整備し、ハラスメント防止対策への取組を強化しているところである。

任命権者においては、ハラスメントに関する相談窓口を設置しているところであるが、様々な相談の中でも、近年はパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）についての相談が多くなっている。本年度は初めて「管理職セミナー」と「コンプライアンス研修」を合同で開催し、「業務上の指導とパワーハラスメント」をテーマに、弁護士からパワハラの内容及び法的責任について概説し、業務上の指導がパワハラに該当する場合を中心に、具体的な事例を交えながら講義を行う予定である。パワハラ防止は、特定当事者間の問題にとどまらず、職場全体の意欲を向上させるマネジメントの一環であり、防止のための効果的事例の紹介等を行うことが有効であると考えられる。

ハラスメントの防止は、本市人事行政における公正の確保、職員の利益の保護及び公務能率の向上を図るための重要な取組である。そのためにも職員が自らの言動を改めて振り返り、誰もが気持ちよく働ける環境づくりに努めることはもちろんのこと、任命権者においては、各職場におけるハラスメン

トの防止に向けて継続的な取組の推進に努められたい。

(5) 市民からの信頼確保

職員の不祥事は依然として発生しており、盗撮や窃盗など、社会人としての資質を問われる行為が相次いでいる。

任命権者においては、これまでも職員の不祥事防止について、警察から講師を招いた研修等の様々な機会に注意喚起を行っているところであるが、引き続き、厳正な服務規律を確保し、高い公務員倫理を確立するために、全庁を挙げて職員の規範意識の向上に取り組み、信頼回復に努められたい。

職員一人ひとりに対しては、公務上はもちろんのこと、公務外の行動についても高い倫理観が求められており、こうした職員の不祥事の発生によって市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて強く認識し、高い規範意識と強い責任感を持って、職務に精励することを期待するものである。

9 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、公民の給与はおおむね均衡しており、較差が極めて小さいことから、国との均衡を基本とする特定任期付職員給料表等を除き月例給の引上げは行わないこととし、期末・勤勉手当については、民間事業所における特別給の支給状況との均衡を考慮し、引上げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第２の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 給料表

特定任期付職員給料表、第 1 号任期付研究員給料表及び第 2 号任期付研究員給料表については、別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

3 改定の実施時期

この改定は、平成30年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

別記

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

参 考 资 料

目 次

第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	23
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	24
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	25
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	26
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	28
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	30
第 7 表	扶養手当の支給状況	80
第 8 表	住居手当の支給状況	82
第 9 表	管理職手当の支給状況	83

第 2 部 民間給与等の実態

	平成 30 年職種別民間給与実態調査の概要	85
第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	86
第 11 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	87
第 12 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	88
第 13 表	民間における初任給の改定状況	98
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	98
第 15 表	民間における住宅手当の支給状況	99
第 16 表	民間における特別給の支給状況	99
第 17 表	民間における給与改定の状況	99
第 18 表	民間における定期昇給の実施状況	100
第 19 表	民間における昇給制度の状況	100
第 20 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	100

第 3 部 労働経済指標

第 21 表	費目別、世帯人員別標準生計費	101
第 22 表	労働経済指標	102

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	327,334	7,778	55,177	3,784	9,742	0	403,815
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	329,891	7,911	55,634	3,799	9,908	0	407,143
行政職給料表(2)	334,930	10,978	55,345	1,549	-	0	402,802
医療職給料表(1)	509,991	8,809	95,671	3,491	79,145	136,695	833,802
医療職給料表(2)	312,558	3,122	51,592	3,677	6,770	0	377,719
大学教育職給料表	411,704	8,482	68,534	3,196	8,150	0	500,066
高等学校教育職給料表	391,386	9,976	64,831	3,854	3,837	0	473,884
義務教育諸学校教育職給料表	339,275	5,418	55,866	5,546	4,475	0	410,580
消防職給料表	299,800	12,815	50,667	5,106	4,056	0	372,444
全給料表 (企業職を除く。)	330,862	7,598	55,178	4,321	6,405	206	404,570

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	331,145	6,447	54,872	5,015	5,359	4,180	407,018
全給料表 (企業職を含む。)	328,534	7,718	54,840	4,274	6,500	2,045	403,911

- (注) 1 数値については、平成30年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)
- 2 給料には平成19年4月1日の給料の切替え及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。
- 3 給料には「教職調整額」を含む。
- 4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。
- 5 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,018	41.4	16.9
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,917	41.7	17.2
行政職給料表(2)	1,262	50.5	22.7
医療職給料表(1)	22	50.7	12.6
医療職給料表(2)	530	40.0	14.1
大学教育職給料表	28	50.5	9.1
高等学校教育職給料表	329	44.6	15.2
義務教育諸学校教育職給料表	5,054	38.9	12.4
消防職給料表	1,379	36.7	14.3
合 計	14,622	40.9	15.4

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,702	41.1	14.5
企業職を含めた総合計	17,324	41.0	15.3

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	6,018	4,545	914	557	2
行政職給料表(2)	1,262	132	142	896	92
医療職給料表(1)	22	22	-	-	-
医療職給料表(2)	530	456	69	5	0
大学教育職給料表	28	27	1	0	0
高等学校教育職給料表	329	313	5	11	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,054	4,786	268	0	0
消防職給料表	1,379	875	194	310	0
合計	14,622	11,156	1,593	1,779	94

構成比	100.0%	76.3%	10.9%	12.2%	0.6%
-----	--------	-------	-------	-------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,702	1,296	786	558	62
企業職を含めた総合計	17,324	12,452	2,379	2,337	156

構成比	100.0%	71.9%	13.7%	13.5%	0.9%
-----	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齢	給料表 行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
歳	人	人	人	人	人
18	3				
19	9				
20	15				
21	25				
22	76			4	
23	103			10	
24	103			15	
25	123	1		17	
26	103			16	
27	119	1		17	
28	120			20	
29	139			10	
30	146			17	
31	137	1		15	1
32	134	2	1	17	
33	159	1		15	
34	144			16	
35	156	3		17	
36	149	2		18	
37	162	2		14	1
38	152	9	1	9	
39	168	17		16	1
40	188	19	2	17	
41	182	19		13	1
42	238	33	1	10	2
43	240	45	1	13	
44	226	49		18	2
45	259	56	1	9	
46	240	47		19	
47	184	46		10	2
48	180	63	1	9	1
49	241	80	1	14	1
50	162	96	1	12	1
51	150	77		20	
52	158	77	1	22	2
53	169	88		15	1
54	120	86	2	13	2
55	105	85	2	12	
56	127	79	3	17	2
57	144	62		13	1
58	141	62		4	2
59	119	54		7	3
60以上			4		2
計	人 6,018	人 1,262	人 22	人 530	人 28

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
		1	4
		5	14
		4	19
		14	39
6	130	13	229
1	143	36	293
6	141	37	302
7	169	50	367
6	161	41	327
4	172	39	352
5	175	57	377
4	162	78	393
10	175	68	416
7	171	62	394
5	162	56	377
10	158	69	412
6	170	60	396
3	144	40	363
8	152	56	385
10	118	57	364
7	112	33	323
8	135	25	370
10	128	32	396
12	123	33	383
3	131	40	458
3	147	31	480
7	130	31	463
5	113	24	467
7	99	36	448
7	105	17	371
2	106	19	381
12	101	21	471
6	122	18	418
9	102	16	374
16	103	22	401
15	117	16	421
16	120	17	376
23	114	18	359
21	108	21	378
14	101	32	367
16	109	18	352
12	125	16	336
			6
人	人	人	人
329	5,054	1,379	14,622

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
1	5
	14
2	21
41	80
72	301
65	358
82	384
67	434
62	389
60	412
75	452
60	453
60	476
48	442
53	430
62	474
45	441
39	402
40	425
43	407
51	374
47	417
62	458
55	438
92	550
93	573
100	563
112	579
93	541
107	478
118	499
90	561
81	499
71	445
91	492
74	495
79	455
68	427
55	433
50	417
57	409
62	398
17	23
人	人
2,702	17,324

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

勤続年数	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	年	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
	人	人	人	人	人	人
0	222	3	3	26	2	
1	212	2	1	34	2	
2	217	2		44	3	
3	200	4		17	1	
4	129	3	2	20	3	
5	120	7	1	12		
6	203	5		13	1	
7	175	4		18	1	
8	260	3	1	23	2	
9	271	3	1	18	1	
10	194		3	13	1	
11	132			15	2	
12	102		1	14	1	
13	120		1	16	2	
14	109			18		
15	103	12	2	10	1	
16	150	31		9		
17	176	85		9	1	
18	232	61	1	11		
19	142	88		6		
20	153	83		11		
21	127	105		16		
22	193	122		17		
23	201	119	1	14	4	
24	220	91	1	10		
25	178	79		17		
26	166	99		13		
27	182	32	1	10		
28	132	53		12		
29	110	47		11		
30	121	45		7		
31	100	19		10		
32	96	16		5		
33	79	11		8		
34	93	12	1	9		
35	103	2	1	8		
36	72	2		1		
37	85	5		5		
38	77	5				
39	28					
40	22	2				
41	11					
42						
43						
44						
45						
計	6,018	1,262	22	530	28	

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
20	313	17	606
11	330	57	649
12	257	62	597
17	271	61	571
13	252	48	470
13	213	46	412
10	198	55	485
7	140	110	455
20	259	69	637
9	210	70	583
14	238	64	527
6	181	40	376
5	173	33	329
8	150	32	329
10	154	43	334
5	126	35	294
3	90	49	332
11	170	38	490
9	67	38	419
7	31	20	294
5	90	26	368
7	87	26	368
6	53	21	412
9	45	27	420
6	49	18	395
7	45	25	351
10	97	25	410
6	120	19	370
5	105	18	325
8	105	27	308
6	61	21	261
9	75	16	229
11	63	11	202
10	46	16	170
4	67	15	201
5	43	23	185
3	45	11	134
	26	13	134
1	8	13	104
1		13	42
	1	8	33
			11
人	人	人	人
329	5,054	1,379	14,622

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
185	791
170	819
155	752
146	717
119	589
87	499
83	568
61	516
96	733
71	654
52	579
38	414
44	373
16	345
24	358
80	374
64	396
55	545
70	489
70	364
82	450
62	430
70	482
79	499
105	500
73	424
68	478
66	436
81	406
59	367
52	313
50	279
32	234
28	198
27	228
17	202
10	144
21	155
10	114
12	54
5	38
7	18
人	人
2,702	17,324

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	3							
8	1							
9								
10	1							
11	8			1				
12								
13								
14								
15	13							
16	2							
17	1				1			
18								
19	22							
20	1			2				
21	1			1				
22	1			4	1			
23	7			1				
24						1		
25	3	2		2				
26	2	5		1				
27	90	74		6		1		
28	2	27		2				
29	4	27		1				
30	1	16		1				
31	96	43		4				
32	15	29		4		1	1	
33	7	18		1		2		1
34	4	18		8			2	
35	82	49		6		1	1	3
36	16	25		9	2	2	1	2
37	17	28		8	1	1		3
38	16	18		13	1	5		3
39	1	42	2	10		7		3
40		33	9	15	1	5	3	3
41	3	31	18	12	1	9	2	6
42	2	29	5	10	1	12	4	1
43		41	11	19	4	11	4	
44		34	23	22	7	14	5	2
45		31	16	27	5	17	13	1
46		15	24	26	5	15	9	
47		39	29	16	10	11	6	
48		35	33	35	3	13	9	1
49		31	32	26	11	5	6	
50		17	37	30	15	26	6	1
51		45	33	29	10	19	8	
52		34	40	21	7	9	11	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		39	26	20	17	22	3	1
54		41	30	16	13	17	4	
55		46	31	26	12	23	6	
56		29	39	23	17	15	2	
57		44	31	24	9	20	5	
58		28	25	23	17	13	2	1
59		44	38	18	6	13	2	
60		36	19	30	10	21	3	
61		40	31	28	17	19		
62		42	20	19	11	16	1	
63		35	16	21	5	12	1	
64		30	14	19	11	12		
65		29	14	14	5	14	1	
66		33	19	21	7	8	5	
67		38	21	14	6	13	3	
68		24	29	18	7	11	1	
69		35	20	21	11	7	2	
70		36	28	15	3	11	1	
71		38	24	8	6	12		
72		25	17	18	9	11	5	
73		20	19	16	9	6		
74		20	24	16	4	4		
75		14	19	18	6	11		
76		14	22	14	7	8	1	
77		12	20	16	8	4	3	
78		10	19	5	4	3		
79		12	26	9	8	6		
80		5	23	8	7	5		
81		4	23	16	5	1		
82		2	35	9	7	1		
83		4	18	13	6			
84		2	22	10	12	1		
85		4	21	13	4	6		
86		2	24	3	4			
87			16	7	6			
88		1	19	8	1			
89			15	4	4			
90		2	12	2	1			
91		1	17	4	5			
92		1	17	7	2			
93			15	10				
94			16	5	1			
95			16	1	1			
96			11	6	2			
97			8	2				
98			14	7				
99			14	1				
100			12	6	1			
101		1	7	5				
102			6	5				
103		1	12	4				
104			9	4				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		1	8	5	2			
106			9	5				
107		1	4	5				
108			11	4				
109		1	3	3				
110			6	3				
111		1	8	6				
112			9	2				
113			3	2				
114			4	8				
115			6	5				
116		1	4	2				
117		3	3	6				
118			4					
119			3	4				
120			6	6				
121			5					
122			4	8				
123			5	5				
124			3	7				
125			4	3				
126			2	7				
127			3	1				
128			6	5				
129			9	3				
130			3	2				
131			3					
132			2					
133			1					
134			6					
135			2					
136			3	1				
137			1	16				
138			8					
139			5					
140			4					
141			3					
142			2					
143			5					
144			5					
145			2					
146			5					
147			5					
148								
149			100					
合 計	422	1,688	1,652	1,147	402	533	142	32
平均給料月額	181,980円	246,286円	348,284円	367,193円	409,245円	437,076円	471,730円	511,547円
平均年齢	23.3歳	32.1歳	45.7歳	44.9歳	50.5歳	52.2歳	56.0歳	58.2歳

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)
2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替え及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29				
30			1	
31				
32				
33				
34		1	1	
35				
36				
37			1	
38				
39				
40			2	
41			1	
42			1	
43				
44			1	
45			1	
46			1	
47				
48			1	
49				
50			3	
51			1	2
52				4

給号	級	1	2	3	4
53			3	2	
54			2	2	
55				9	
56				8	
57			3	9	
58				9	
59			1	11	
60				9	
61			2	21	2
62			1	15	1
63			1	14	1
64			4	16	
65			1	26	1
66			1	14	1
67				16	
68			1	21	3
69			1	18	3
70			2	23	2
71			1	28	1
72			1	17	4
73			5	21	2
74				21	4
75			6	19	
76			2	17	5
77			4	24	5
78			4	16	4
79			6	18	2
80			5	18	7
81			4	15	5
82			2	22	5
83			6	16	3
84			2	21	6
85			6	19	2
86			9	14	1
87			1	19	3
88			4	23	6
89			2	22	7
90			1	32	
91				24	2
92				29	3
93				27	
94				21	2
95				23	1
96				17	
97			1	15	3
98				13	2
99				18	2
100				13	4
101				8	1
102				8	1
103				9	
104				12	

給号	級	1	2	3	4
105				14	3
106				5	
107				6	
108				4	3
109			1	7	2
110				5	1
111				3	
112				4	1
113				3	
114				1	2
115				3	1
116					2
117				3	
118				1	4
119				2	2
120				3	4
121					4
122				4	
123				2	1
124				1	
125				3	
126				2	2
127					
128					
129				1	
130				2	1
131				2	
132					1
133				1	
134				2	1
135				4	1
136				3	
137					2
138					
139				1	
140				2	
141				1	
142					
143				1	
144					
145				2	
146				1	
147				1	
148				2	
149				14	
合 計		2	111	1,004	145
平均給料月額		174,800円	268,120円	338,015円	366,923円
平均年齢		26.0歳	41.0歳	51.0歳	54.6歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16					
17					
18				1	
19					
20				1	
21					
22					
23				1	
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					1
38					
39					1
40					
41				2	
42					1
43					
44				1	
45					
46					
47					
48					1
49					
50					1
51					3
52					1

給号 級	1	2	3	4	5
53					
54					1
55					
56					
57					
58					
59					1
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69				1	
70					
71					
72					1
73					
74					
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
合 計	0	2	6	7	7
平均給料月額	-	346,750円	454,283円	537,629円	576,743円
平均年齢	-	36.0歳	42.8歳	54.4歳	57.9歳

医療職給料表(2)

[保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、
助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20					1		
21						1	
22							
23							
24			1				
25							
26							
27	6	6		1			
28		3		1			
29		1		1			
30	1	2					
31	5	9					
32		6		2			
33	5	10		1			
34	3	1		1	1		
35	7	4					
36	1						
37	4	1		2			
38	1	3		1			
39		8					
40		1		2			
41	6	5	1	1			
42		5	2	3		1	1
43	2	4	1	2		1	
44	1	3	3	1		2	2
45		5	3	1			
46		1		2		1	
47		6	4	1			
48			4	3		1	2
49		5	3	2	3	1	
50		5	2	2			1
51		5	4	1		1	
52		5	3	2		2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		2	2	2	1	3	
54		4	4		2	2	1
55		5	5	2		3	
56		5	2		1		
57		3	1	2		1	1
58		2	4	1	2	1	
59			3	2		2	
60		5	1	2	1	1	
61		2	1		4	2	
62		4				2	
63		4		1			
64		8	2	3	1	2	
65		4		1	4		
66		6	1	3	1	1	
67		4			2		
68		4	1	1	1		
69		4	1			2	
70		2	3	2	1		
71		6	2		2	3	
72		1	2	1		1	
73		3	3		2		
74		1		1	1		
75		2	1	3			
76					1		
77				1	1		
78		1	3	2	1		
79				1	2	1	
80		2	2	1			
81		1	1	1	1		
82			2				
83				1	1		
84				2			
85			4	1			
86			1	1			
87			1				
88			2	1			
89			3				
90			1				
91			1				
92				1			
93			1	1			
94			3				
95			1	1			
96		1		1			
97							
98			1	1			
99				2			
100			2	2			
101			1	1			
102				1			
103			1				
104				1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			2				
106							
107			1				
108							
109			1				
110							
111			2				
112							
113			1				
114							
115			1				
116							
117		1					
118			1				
119			1	1			
120			1	1			
121							
122			1				
123							
124							
125			1				
126							
127							
128			1				
129				1			
130							
131							
132			1				
133							
134							
135							
136							
137			2				
138							
139			1				
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149			7				
合 計	42	192	125	88	38	37	8
平均給料月額	191,300円	244,140円	346,313円	363,632円	408,332円	437,449円	469,425円
平均年齢	24.0歳	31.7歳	46.0歳	45.5歳	50.5歳	53.9歳	57.0歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]
 である職員に適用

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33			1	
34				
35	1			
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給号 \ 級	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				1
57				
58				
59				
60				
61	2	1		
62				
63				
64	1			
65			1	
66				
67				
68				
69				1
70				
71				
72				
73	1	2		
74		1		
75			1	1
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	1
82	1		1	
83				
84				
85	1			
86				
87				
88				
89				
90				
91				1
92				
93	1		1	
94				
95				
96				
97				
98			1	
99			1	
100				
101			1	
102				
103				
104				

給号 \ 級	1	2	3	4
105		1		
106				
107				
108				
109				1
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合 計	8	6	8	6
平均給料月額	323,713円	390,867円	439,225円	513,167円
平均年齢	40.9歳	49.2歳	54.0歳	59.8歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			5			
12						
13						
14						
15			1			
16						
17			1			
18						
19			5			
20						
21			2			
22						
23			2			
24			1			
25			3			
26						
27			3			
28			1			
29			1			
30			1			
31		1	1			
32			2			
33			1			
34						
35			2			
36			2			
37			4			
38						
39			1			
40			3			
41						
42			1			
43						
44			2			
45			1			1
46			2			
47			1			
48			3			
49			5			
50			2			
51			2			
52			2			
53			2			
54			2			
55			1			1
56			3			1

号給	級	1	2	3	4	5
57						2
58			1			
59			2			
60			3			
61			1			
62						
63			3			
64						
65			1			
66			3			
67			3			
68			4			
69						
70		1	3			
71			5			
72			2			
73			1		1	
74						
75			1			
76			1			
77					1	
78			1		2	
79			2			
80			3			
81			2			
82					1	
83			1		1	
84			2			1
85			5		1	12
86			2			
87			3			
88			1			
89			3			
90						
91			1		1	
92			4		4	
93			2		3	
94					2	
95		1	1		3	
96			2			
97			3			
98		2	2		2	
99					1	
100			1			
101			1		3	
102			1		1	
103			1		3	
104					1	
105					2	
106			2			
107			2		1	
108					1	
109			2		4	
110						
111						
112						

給号	級	1	2	3	4	5
113			1			
114			3			
115			3			
116						
117			2			
118			2			
119			1			
120			3			
121			1			
122			2			
123			2			
124			2			
125			1			
126			2			
127			3			
128			2			
129						
130			4			
131			4			
132			2			
133						
134			3			
135			1			
136			2			
137			2			
138			1			
139			6			
140			2			
141			3			
142			3			
143						
144			4			
145			5			
146			6			
147			4			
148			1			
149			3			
150			5			
151			4			
152			4			
153			4			
154			3			
155						
156			1			
157			1			
158			1			
159						
160						
161						
162			1			
163						
164						
165			2			
合 計		5	267	39	13	5
平均給料月額		283,150円	377,891円	459,539円	470,631円	482,620円
平均年齢		35.0歳	42.6歳	54.2歳	57.1歳	57.2歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

〔小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		132			
18					
19		11			
20					
21		129			
22		2			
23		17			
24		10			1
25		107			
26		3			
27		21			
28		10			
29		139			
30		9			
31		29			
32		23			
33		91			
34		16			1
35		28			1
36		26			2
37		102			3
38		32			1
39		27			3
40		28			6
41		72			6
42		38			5
43		36			15
44		29			13
45		51			17
46		49			12
47		29	1		13
48		37			6
49		47			6
50		54			7
51		52			11
52		33	2		7

給 号	級	1	2	3	4	5
53			49			4
54			46	2		3
55			32	5		1
56			21	1		1
57			45	1		5
58			53	1		
59			36	4		
60			38	3		
61			36	1		
62			53	1		
63			37	2		
64			34	3		
65			52	4		
66			49	10		
67			50	5		
68			39	1		
69			39	5		
70			34	6		
71			49	6		
72			25	5		
73			34	6		
74			35	3		
75			50	5	1	
76			34	12		
77			28	3		
78			32	7		
79			30	7	3	
80			28	6	1	
81			29	8	2	
82			30	8	2	
83			25	12		
84			41	9	3	
85			28	8	2	
86			30	10	2	
87			36	17	7	
88			30	12		
89			27	11	3	
90			27	8	5	
91			44	12	1	
92			31	14	4	
93			30	6	4	
94			37	10	7	
95			26	9	4	
96			19	16	7	
97			30	13	2	
98			29	9	9	
99			20	8	2	
100			18	7	4	
101			27	9	4	
102			26	13	2	
103			24	6	5	
104			34	10	2	

給 号	級	1	2	3	4	5
105			33	10	3	
106			17	8	3	
107			21	9	10	
108			26	6	3	
109			18	9	3	
110			22	15	7	
111			15	6	5	
112			15	9	10	
113			17	11	12	
114			18	6	6	
115			22	10	7	
116			10	13	2	
117			13	10	3	
118			13	12	2	
119			11	6		
120			12	7	3	
121			11	10	4	
122			13	18		
123			12	21		
124			7	13		
125			12	7		
126			16	16		
127			11	11		
128			14	19		
129			9	13		
130			16	13		
131			11	17		
132			10	11		
133			6	14		
134			16	5		
135			10	2		
136			10	6		
137			11	3		
138			2			
139			8			
140			6			
141			8			
142			5			
143			4			
144			8			
145			7			
146			6			
147						
148			4			
149			5			
150			9			
151			3			
152			9			
153			3			
154			4			
155			6			
156			10			

号給	級	1	2	3	4	5
157			8			
158			6			
159			12			
160			10			
161			13			
162			13			
163			9			
164			11			
165			12			
166			9			
167			3			
168			3			
169			4			
170			2			
171			4			
172			4			
173			3			
174			1			
175			1			
176						
177			1			
178						
179						
180			1			
181			1			
182						
183			1			
184						
185			2			
合 計		0	4,024	709	171	150
平均給料月額		-	317,055円	419,958円	431,817円	448,519円
平均年齢		-	35.6歳	50.6歳	53.3歳	56.7歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	1							
4								
5							1	
6		1						
7	5	1						
8								
9								
10								
11	4	2						
12								
13	1	2						
14		1						
15	12	3						
16	1	1						
17	1	3	1					
18								
19	4	4	2					
20	1	1						
21	2		1					
22		1						
23	15	9	1					
24	1	10						
25	1	4	1					
26		3						
27	34	21	2					
28	5	8	3					
29	4	9	2					
30	2	4	2					
31	46	16	4					
32	3	11	2					
33	6	9	1					
34	3	6	2	1				
35	37	7	4					
36	13	7	4					1
37	7	9	4					
38	3	6	2					
39	18	15	1					
40	9	16	1					
41	4	15	3	1				
42	4	10	5	2			1	
43	25	8	2	2				
44	10	13	3	2		1	3	
45	6	12	4	1		2	1	
46	4	5	4				2	
47	21	4	5	1		2	2	
48	4	7	3	4			2	
49	8	4	2	2	2		1	
50	7	6	9	1	1			
51	18	7	7	6	1			
52	5	1	6			3		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	10	1	4	2	2	2	1	
54	6	6	4	3	3	1		
55	12	4	7	1	1	4		
56	6	4	9	1	1	1		
57	5	3	8	2	1	2		
58	3	5	5	3	2	3		
59	8	1	8	2	4	2		
60	5	4	8	2	2	1		
61	4	2	5	1	3	1		
62	4	3	5	4	5	3		
63	1	2	1	3	1	1		
64		1	2	2		2		
65			6	1		2		
66			4	4	3	2		
67			6	5	1	1		
68			4	5	3	3		
69			2	2	5	5		
70			3	6	1	4		
71			3	4	5	1	1	
72			2	3	2	1		
73				4		1		
74		1	2	2	1			
75			3	6	2			
76				4	1			
77			7	4				
78			5		1	2		
79			1		3			
80			2					
81			4	1				
82			4	1				
83			2	3				
84			4	3	1			
85			3		1	1		
86			5	3	1			
87			1		1			
88			5	2				
89			3	4				
90			2	2	1			
91			2	2	2			
92			4	1	1			
93			1					
94			2					
95				1				
96			3					
97			6					
98		1	3	1				
99			3					
100			1	2				
101		1	1					
102			4					
103			1					
104			4					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			4					
106			1					
107		1						
108			1	1				
109				1				
110			2					
111			2					
112			1					
113		9	3					
114			2					
115			2					
116			2					
117			1					
118								
119			1					
120			5					
121			2					
122			1					
123			3					
124								
125				1				
126			1					
127				1				
128								
129			2					
130								
131								
132			1					
133				1				
134								
135								
136			1					
137			3					
138			1					
139			2					
140			2					
141			1					
142			1					
143			1					
144			4					
145			2					
146			1					
147			1					
148			1					
149			29					
合 計	419	331	364	130	65	54	15	*
平均給料月額	220,984円	269,448円	344,151円	372,295円	411,662円	439,963円	463,487円	*
平均年齢	26.9歳	33.2歳	43.2歳	42.8歳	50.3歳	54.1歳	55.3歳	*

(注)「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1						1		
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11				1				
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24	1							
25								
26								
27	12	9						
28		8		1				
29		4						
30		3						
31	19	5						
32	2	2		1				
33	4	3		2				
34		1						
35	11	9						
36	4	1						
37	1	7						
38		6		2				
39		9		1				
40		8		1				
41		6	1	1				1
42		3	2	1		3	1	
43		4		1	1	1		
44		5	2	4				
45		7	1	3			1	
46		5	1	1	1	2		
47		4	2	1	1	3	1	
48		7	4	3	1	1		
49		2	1	2			1	
50		6	3	2	3	2	1	
51		8	2	2	1	1		
52		3	7	2	2	2		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		7	9	5	3	4	1	
54		7	2	2	1	1	1	
55		5	6		1	4		
56			11	3	3	2	2	
57		2	6	4	2	2		
58		3	6	3		1	1	
59		4	6	4	1	2		
60		2	7	8	3	3		
61			2	2		2	1	
62		2	4	1				
63		6	2	4	3	1		
64		2	4	1		3		
65		6	2	1	1	3		
66		5	4	4	1		1	
67		2	2	2	1			
68		3	5	5	3	1		
69		3	4	5	2	1		
70		2	2	2	2	1		
71		4	4	1	2	2		
72		1	1	2	3			
73		1	6	4		2		
74			4	3		1		
75		5	5	4				
76			3	1	2	1		
77			5	4	1			
78		1	2	1				
79			7	2	1	1		
80			2	2				
81		2	3	4	1			
82			7	2				
83			2		1			
84			2	1				
85			2	1	1			
86			5	2	1			
87			1	2				
88		1	6					
89			3	1				
90			6		1			
91			3	2	1			
92			4		1			
93			8	1				
94			2	1				
95			4		1			
96								
97				1				
98			3	1				
99			2	1				
100				1				
101			1					
102								
103			2	2				
104			1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106			1					
107				1				
108			1					
109		1						
110			1	1				
111		1	3					
112			1	1				
113			2	1				
114				2				
115								
116			2	1				
117		3						
118			1					
119								
120			2					
121			1	1				
122			1					
123				3				
124			1	1				
125								
126			2	2				
127				3				
128			1					
129			1					
130								
131								
132			1					
133			1					
134			2					
135								
136								
137								
138			1					
139								
140								
141								
142			1					
143			1					
144								
145			1					
146								
147			1					
148								
149			30					
合 計	54	216	276	152	54	54	12	*
平均給料月額	185,267円	241,057円	352,443円	370,701円	410,250円	435,733円	472,542円	*
平均年齢	23.8歳	31.8歳	46.6歳	46.2歳	50.6歳	52.2歳	54.8歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27			1	
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38	1			
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				1
47				
48				
49				
50				
51				
52				1

号給	級	1	2	3	4
53				1	
54					
55					
56				2	
57				1	
58				2	
59					
60			1	3	
61				1	
62				1	
63				2	1
64				1	
65				2	1
66				1	
67				4	
68				1	
69				1	
70				3	
71				6	
72				3	
73				5	
74				6	
75			1	4	
76				3	
77			2	3	1
78				1	1
79				3	1
80				2	
81			1	3	1
82				1	
83				2	
84				5	
85			1		1
86				2	1
87					
88				2	
89			1	1	2
90					1
91				1	
92				1	
93				1	
94				5	1
95					1
96				1	1
97					
98				2	1
99				5	3
100				2	1
101					
102				1	
103				1	
104				1	

給号	級	1	2	3	4
105				1	1
106				1	
107				2	
108					
109				1	1
110					
111					
112					
113				1	
114					
115					
116					
117					1
118				2	1
119					
120					
121				1	
122					
123					
124					
125					
126				1	
127				1	
128					
129					1
130					
131					
132					
133					
134					
135				2	
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142				1	
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149				1	
合 計	*	10	116	24	
平均給料月額	*	253,010円	338,181円	367,896円	
平均年齢	*	38.0歳	47.5歳	52.4歳	

交通企業職給料表(1) [交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	1							
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19	1							
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27		2						
28	1	2						
29								
30	1	1						
31	1	2						
32		2						
33								
34								
35	1							
36		1						
37		2						
38	1	1						
39								
40		1						
41				1				
42				1		1		
43							1	
44		1			1			
45								
46								
47		1				1		
48				1	1	2	1	
49					1			
50		1						
51		1			1	1		
52								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53				1	1			
54						1	1	
55			1	1				
56		2						
57		1	1					
58								
59			1	1				
60								
61						1	1	
62								
63				1				
64		1	1			1		
65		1	2					
66								
67								
68			2					
69				1				
70				1				
71		1	1	2				
72								
73								
74			1		1			
75						1		
76			1					
77								
78			1					
79								
80								
81								
82								
83								
84				1				
85								
86								
87				1				
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96			1					
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
合 計		7	24	13	13	6	9	4	0
平均給料月額		177,143円	228,067円	345,915円	366,400円	402,650円	435,456円	471,525円	-
平均年齢		22.7歳	29.7歳	45.3歳	43.8歳	48.7歳	50.0歳	57.5歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29			1				
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41			1				
42							
43			2				
44							
45							1
46							
47			1				
48							
49							
50			2				
51			1				
52							1

給号	級	1	2	3	4	5	6
53							
54			1				
55							
56				1			
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64					1	1	
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72				1			
73							
74							
75							
76							
77			1		2		
78					1		
79					1		
80					2		
81				1			
82							
83				1			
84			1				
85							
86							
87							
88					1		
89			1				
90							
91							
92							
93				1			
94							
95							
96				1			
97			1				
98				2			
99				1			
100							
101				1			
102			1	2			
103							
104				1			

級 号給	1	2	3	4	5	6
105				1		
106						
107				2		
108				1		
109						
110						
111						
112		1				
113		2	1			
114						
115						
116		1				
117		1				
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135				1		
136						
137						
138						
139						
140				1		
141				1		
142				1		
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
合 計	0	19	22	8	*	2
平均給料月額	-	278,168円	364,327円	379,888円	*	431,900円
平均年齢	-	43.1歳	53.1歳	51.3歳	*	54.5歳

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33			1	
34	1			
35			2	
36			1	
37				
38				
39				
40				
41			1	
42			2	
43			1	
44			8	
45				
46				
47			1	1
48			2	1
49			1	2
50			2	
51			2	1
52			2	1

給号 級	1	2	3	4
53		1	4	
54		1	2	
55		1	2	
56		3	3	
57		1	4	
58		3	5	
59		2	5	
60		3	3	
61		2	6	
62			4	1
63		2	6	
64			3	1
65			4	
66			8	
67			7	
68			1	
69		1	3	
70			1	
71				
72			5	
73			2	
74		1	1	2
75			7	
76		1	8	
77			4	
78		2	1	
79			8	1
80			4	3
81			4	
82			4	
83		1	3	
84		1	4	1
85			4	
86			2	1
87			4	2
88			3	1
89			1	1
90			5	1
91			4	1
92			4	1
93			4	1
94			3	3
95			7	
96			2	1
97			2	1
98		1	4	
99			6	1
100			4	
101			5	
102			5	1
103			5	
104			2	

給号	級	1	2	3	4
105				1	1
106				1	
107				1	1
108				2	
109				1	
110				5	
111				1	
112					1
113				3	
114					
115			1	2	
116					1
117				2	
118				1	
119					
120					
121				2	
122				1	
123				1	
124					
125				2	
126				1	1
127					
128				1	
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136				3	
137				1	
138					
139				1	
140					
141					
142				3	
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149				1	
合 計		*	54	245	30
平均給料月額		*	239,956円	336,593円	366,800円
平均年齢		*	42.6歳	51.4歳	55.0歳

病院企業職給料表(1) [病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	2							
28		2						
29								
30								
31	3	1						
32				1				
33		1						
34								
35								
36		1						
37								
38								
39		1						
40								
41			1					
42		1						
43		1						1
44								
45		2						
46		3		1				
47		2						
48				1				
49		1		2	1		1	
50		2	1		1			
51				4		2	1	
52				2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53			1	1				
54			2	1				
55		2				2		
56				1			1	
57			1			1		
58				1		1		
59		1		1	1			
60								
61		1			1			
62							1	
63		2						
64			1	1	1			
65						1		
66		1					1	
67								
68		2				1		
69			1	1		1		
70					1			
71		1				1		
72								
73		2						
74		1				1		
75								
76								
77								
78			1	1		1		
79								
80								
81								
82				1				
83					1			
84								
85					1			
86								
87								
88								
89					1			
90								
91								
92								
93								
94			2					
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101				1				
102								
103			1					
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130				1				
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142			1					
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	31	13	22	9	12	5	*
平均給料月額	181,400円	245,423円	343,246円	363,673円	411,789円	440,275円	474,980円	*
平均年齢	24.4歳	32.9歳	44.5歳	44.4歳	51.3歳	52.7歳	55.8歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5			9			
6						
7						
8						
9			6			
10						
11						
12						
13			9	9		
14						
15						
16						
17			11	14		
18						
19						
20			1	1	1	
21			2			1
22						
23			1			
24			1	7	3	
25		2	9			1
26						
27						
28				2	3	
29		8		1		
30						
31						
32				2	3	
33				1		
34					1	
35						
36				2	5	
37					1	
38						
39						
40						
41				1		
42					1	1
43						1
44					6	
45						
46					1	1
47						
48					3	1
49				1	1	1
50					2	
51						
52					4	1

給 号	級	1	2	3	4	5
53						1
54						1
55						3
56						
57						
58						1
59						2
60						
61						
62					5	
63						
64					2	
65					1	1
66					1	
67						1
68					2	
69					1	1
70					3	
71					2	2
72						2
73						
74					1	1
75						
76						
77						4
78						
79						
80						
81						
合 計		10	49	41	60	23
平均給料月額		312,080円	363,092円	433,917円	525,922円	587,961円
平均年齢		30.3歳	35.1歳	41.1歳	49.9歳	60.1歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師] (単位:人)
 その他の医療技術職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23	1	1					
24							
25	2						
26							
27	3	8					
28		1					
29	43	2					
30	2	2					
31	8	6					
32		2					
33	67	30					
34	2	9					
35	9	11					
36	3						
37	44	18					
38	3	8					
39	3	9					1
40		4	1				1
41	52	12		1		1	
42		17		2		3	1
43	8	6	1				
44	2	3				1	
45	6	23	2				1
46		9					
47		9	2			2	
48	3	6	6				
49	1	15	2				
50		6	2			2	
51	1	8	4			1	
52	1	4	1	1	1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		7	3			2	
54	1	6	4			1	
55		5	5				
56		2	6			1	
57	1	11	5		2	1	
58		7	2			1	
59		7	6	1	1	2	
60		6	5	1			
61		13	1		1		
62		6	3	3		1	
63		6	6	1			
64	1	1	1		1	1	
65		7	4	1		1	
66		5	2	2		1	
67		8	3	2			
68		4	4	1			
69		12	5	2	1		
70		3	3	1		1	
71		4	4	3			
72			4	2	3		
73		6	2	2	1		
74		6	6				
75		3	2				
76		3	1	1			
77		5	2	1			
78		3	3				
79		3	5	2			
80		1	2	1			
81		4	3	1			
82			2	2	1		
83		1	3	2	2		
84			3				
85		2	1				
86		1	5				
87			2				
88		2	5	2			
89		2	1	1			
90			1	1			
91			2	2			
92		2		2			
93		1	2				
94		1	1	1			
95				2			
96		1	1	2			
97		1					
98			1	1			
99		1	1				
100			3	1			
101			2				
102			1	1			
103			1	2			
104		1	2	2			

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
105					1			
106								
107				1				
108			2	1	2			
109			1					
110				1	2			
111				1				
112				2				
113								
114					1			
115				1				
116					1			
117								
118					2			
119				1	1			
120				1				
121								
122				1	3			
123				1	1			
124				1				
125					3			
126				2	1			
127				1				
128					2			
129				1	1			
130								
131				1	2			
132								
133								
134					1			
135				1	1			
136				1				
137				1				
138								
139				2				
140								
141								
142								
143				1				
144								
145								
146								
147								
148				1				
149				14				
合 計		267	402	201	81	14	24	4
平均給料月額		193,476円	246,053円	350,577円	384,758円	412,350円	434,917円	464,750円
平均年齢		24.4歳	32.6歳	47.0歳	49.5歳	53.4歳	52.8歳	57.8歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	手当受給率 (%)	全職員	手当受給職員
			平均扶養親族数	平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,363	39.3	0.8	2.0
行政職給料表(2)	646	51.2	1.0	1.9
医療職給料表(1)	10	45.5	0.8	1.8
医療職給料表(2)	93	17.5	0.3	1.8
大学教育職給料表	12	42.9	0.8	1.8
高等学校教育職給料表	155	47.1	1.0	2.0
義務教育諸学校教育職給料表	1,468	29.0	0.6	1.9
消防職給料表	809	58.7	1.3	2.2
合計	5,556	38.0	0.8	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,072	39.7	0.4	2.0
企業職を含めた総合計	6,628	38.3	0.8	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		続柄別扶養親族数				
	職員数	構成比	子 (7,900円)	配偶者 (12,600円)	父母等 その他の 扶養親族 (7,000円)	合計	うち 配偶者が ない職員 の1人目 (+3,400円)
1人	2,025	36.4%	1,227	676	122	2,025	205
2人	1,983	35.7%	3,151	732	83	3,966	84
3人	1,210	21.8%	2,683	905	42	3,630	11
4人	299	5.4%	919	258	19	1,196	1
5人	35	0.6%	136	34	5	175	0
6人	4	0.1%	20	4	0	24	0
合計	5,556	100.0%	8,136	2,609	271	11,016	301

(注) 1 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

2 表中に()で示す金額は、経過措置期間中における平成30年度の手当月額である。経過措置が終了する平成32年度以降の手当月額は子:10,000円、配偶者及び父母等その他の扶養親族:7,000円となり、配偶者がない職員の1人目に係る手当額を加算する取扱いは廃止となる。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	19,996	20,173
全職員平均額	7,598	7,718

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

(単位:人)

区分 給料表	手当受給 職員数 (借家・借間 居住者)	年齢別			手当受給率 (%)	全職員平均額 (円)
		30歳以下 (22,500円)	31歳以上～ 40歳以下 (16,500円)	41歳以上 (14,600円)		
行政職給料表(1)	1,270	419	483	368	21.1	3,784
行政職給料表(2)	132	2	6	124	10.5	1,549
医療職給料表(1)	5	0	2	3	22.7	3,491
医療職給料表(2)	104	47	31	26	19.6	3,677
大学教育職給料表	6	0	1	5	21.4	3,196
高等学校教育職給料表	71	24	22	25	21.6	3,854
義務教育諸学校教育職給料表	1,450	755	472	223	28.7	5,546
消防職給料表	353	211	116	26	25.6	5,106
合 計	3,391	1,458	1,133	800	23.2	4,321

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	591	244	161	186	21.9	4,020
企業職を含めた総合計	3,982	1,702	1,294	986	23.0	4,274

(注) 表中に()で示す金額は、経過措置期間中における平成30年度の手当月額である。経過措置が終了する平成32年度以降の借家・借間居住者への手当月額は、30歳以下:25,200円、31歳以上40歳以下:16,500円、41歳以上:10,000円となる。

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,632	18,594
全職員平均額	4,321	4,274

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	707	11.7	82,924	9,742
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	20	90.9	87,060	79,145
医療職給料表(2)	45	8.5	79,731	6,770
大学教育職給料表	3	10.7	76,067	8,150
高等学校教育職給料表	18	5.5	70,133	3,837
義務教育諸学校教育職給料表	321	6.4	70,453	4,475
消防職給料表	70	5.1	79,901	4,056
合 計	1,184	8.1	79,101	6,405
企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	211	7.8	89,794	7,012
企業職を含めた総合計	1,395	8.1	80,718	6,500

第2部 民間給与等の実態

平成 30 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 30 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された 522 事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 119 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 343 人（事務・技術関係職種 231 人）、初任給関係以外の調査職種 7,222 人（事務・技術関係職種の調査実人員 6,512 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、77,004 人であり、事務・技術関係職種は 65,182 人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	10	4	3	3
製造業	28	11	15	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0
情報通信業	17	10	4	3
運輸業、郵便業	15	9	5	1
卸売業、小売業	5	4	1	0
金融業、保険業	5	4	1	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	3	1	2	0
宿泊業、飲食 サービス業	2	1	0	1
生活関連サービス 業、娯楽業	1	0	0	1
教育、 学習支援業	3	1	2	0
医療、福祉	3	2	1	0
複合サービス事業	1	1	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	4	0	2	2
合計	97	48	36	13

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が22事業所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	項 目	学 歴	規 模 計	企 業 規 模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	205,551	206,813	205,320	198,233
		短大卒	182,394	181,781	185,807	172,933
		高校卒	171,768	171,793	173,457	168,000
	新卒技術者	大学卒	208,952	211,611	206,757	204,167
		短大卒	185,092	183,879	189,092	177,333
		高校卒	171,906	173,291	171,344	168,833
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	207,021	208,829	205,942	201,200
		短大卒	183,577	182,650	187,270	175,133
		高校卒	171,828	172,462	172,570	168,357

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	205,204
	短大卒	179,220
	高校卒	165,880

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	48.4	676,389	0	676,389	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大 学 卒	4	49.2	856,551	0	856,551		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	47.6	492,301	0	492,301		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	3	53.6	745,413	0	745,413	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	3	53.6	745,413	0	745,413		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	259	52.8	696,066	454	695,612	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	207	53.0	707,025	216	706,809		
	短 大 卒	14	53.0	647,921	369	647,551		
	高 校 卒	38	51.2	655,319	1,766	653,553		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	332	51.4	683,456	575	682,881	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	247	51.4	695,708	512	695,197		
	短 大 卒	28	50.8	606,374	556	605,818		
	高 校 卒	54	51.3	666,135	949	665,186		
中 学 卒	3	50.9	559,018	87	558,931			
事 務 部 次 長	67	53.0	700,144	1,953	698,191	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	60	52.8	704,196	2,202	701,995			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	6	54.3	657,264	0	657,264			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	38	50.0	615,827	4,966	610,861	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	22	50.7	629,431	3,653	625,777			
短 大 卒	7	48.7	587,846	2,882	584,964			
高 校 卒	9	49.2	602,424	10,553	591,871			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	480	48.6	585,573	8,908	576,665	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	362	48.1	595,832	8,412	587,420			
短 大 卒	47	49.1	530,806	13,271	517,535			
高 校 卒	70	51.2	556,816	9,377	547,439			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	620	47.5	569,526	12,960	556,566	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	420	47.1	577,000	10,781	566,219			
短 大 卒	71	47.8	542,070	18,899	523,171			
高 校 卒	122	49.3	556,910	17,768	539,142			
中 学 卒	7	47.6	505,624	29,604	476,020			

(注) 1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 154	歳 49.9	円 552,490	円 26,545	円 525,945	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	80	48.2	566,283	38,125	528,158		
	短大卒	18	47.5	567,624	73,507	494,117		
	高校卒	56	51.9	536,257	8,623	527,635		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	134	49.8	524,293	11,419	512,874	同上	
	大学卒	52	44.2	492,207	41,235	450,972		
	短大卒	9	45.1	508,306	30,192	478,115		
	高校卒	73	51.3	532,224	3,835	528,389		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	267	44.6	477,501	77,321	400,180	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	166	43.4	488,399	83,238	405,161		
	短大卒	44	46.7	456,929	69,438	387,491		
	高校卒	55	46.8	457,373	64,616	392,757		
	中学卒	2	53.0	404,815	0	404,815		
	技術係長	435	45.5	480,103	90,327	389,776	同上	
大学卒	271	44.7	482,849	97,434	385,415			
短大卒	86	46.9	459,037	81,515	377,522			
高校卒	78	47.8	495,683	60,529	435,154			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務主任	267	44.3	409,014	56,916	352,098	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	154	43.2	405,835	54,800	351,035			
短大卒	42	44.4	395,573	33,079	362,495			
高校卒	70	46.3	421,436	73,579	347,858			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術主任	604	44.6	433,247	78,987	354,260	同上		
大学卒	356	42.6	404,388	64,984	339,403			
短大卒	73	43.3	405,464	59,760	345,704			
高校卒	174	48.1	485,156	105,993	379,163			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,236	40.2	346,652	58,841	287,811	同上		
大学卒	706	36.3	345,030	57,245	287,785			
短大卒	200	42.6	334,488	47,517	286,971			
高校卒	315	46.2	354,152	64,459	289,693			
中学卒	15	46.5	386,510	127,437	259,073			
技術係員	1,609	40.0	384,948	68,415	316,533	同上		
大学卒	962	36.9	377,531	70,025	307,507			
短大卒	243	41.3	381,486	66,153	315,333			
高校卒	384	46.3	402,515	64,779	337,736			
中学卒	20	34.6	392,069	122,900	269,169			

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
職 種	職 種	人	歳	円	円	円		
		事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	5	48.9	714,470	0	714,470
大学卒	3		48.8	896,624	0	896,624		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	2		49.0	526,780	0	526,780		
中学校卒	-		-	-	-	-		
工場長	3		53.6	745,413	0	745,413	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	3		53.6	745,413	0	745,413		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	-		-	-	-	-		
中学校卒	-		-	-	-	-		
事務部長	189		52.8	713,058	469	712,589	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
大学卒	154		53.1	719,726	227	719,499		
短大卒	9	52.3	686,760	0	686,760			
高校卒	26	51.3	684,971	2,006	682,965			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部長	261	51.5	689,002	591	688,412	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	199	51.6	699,526	529	698,997			
短大卒	20	50.8	608,417	688	607,729			
高校卒	40	51.3	678,255	919	677,337			
中学校卒	2	52.0	548,611	111	548,500			
事務部次長	59	53.4	720,501	1,630	718,871	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	52	53.2	727,984	1,864	726,120			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	6	54.3	657,264	0	657,264			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	12	50.5	612,535	119	612,417	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	7	50.7	617,080	0	617,080			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	4	51.3	563,750	483	563,268			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	352	48.6	605,079	9,042	596,037	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 6級	
大学卒	271	48.2	614,544	9,355	605,189			
短大卒	25	48.8	559,757	11,686	548,071			
高校卒	55	51.4	566,537	5,857	560,680			
中学校卒	*	*	*	*	*			
技術課長	410	47.5	577,427	6,262	571,164	上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	293	47.1	584,866	6,985	577,881			
短大卒	34	48.5	572,229	5,956	566,273			
高校卒	77	48.9	551,885	3,473	548,412			
中学校卒	6	48.5	488,708	1,249	487,458			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	137	50.0	557,371	27,358	530,014	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 4級、5級	
	大学卒	73	48.3	572,304	39,004	533,300			
	短大卒	13	46.7	601,362	101,605	499,757			
	高校卒	51	52.0	537,945	8,459	529,486			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	92	50.5	527,098	6,200	520,898		同上	
	大学卒	20	45.9	490,338	39,717	450,620			
	短大卒	4	45.0	524,965	704	524,261			
	高校卒	68	51.2	531,161	2,774	528,387			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	188	44.5	494,085	87,001	407,083		係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	121	43.5	500,341	91,535	408,806			
	短大卒	28	47.3	485,334	77,817	407,517			
	高校卒	39	46.0	476,192	76,526	399,666			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	247	46.3	489,224	99,425	389,798		同上	
大学卒	177	45.6	489,787	104,877	384,910				
短大卒	37	48.0	477,567	89,199	388,367				
高校卒	33	49.5	506,970	65,272	441,698				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務主任	221	44.8	414,291	58,701	355,590	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 3級		
大学卒	127	44.0	412,281	55,808	356,472				
短大卒	36	44.7	401,301	33,527	367,774				
高校卒	58	46.5	424,925	77,267	347,658				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術主任	372	45.7	444,181	86,501	357,681	同上			
大学卒	204	43.3	405,745	68,852	336,892				
短大卒	41	44.7	418,829	64,139	354,690				
高校卒	127	48.8	496,797	113,543	383,254				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務係員	743	40.0	353,552	68,856	284,696	行政職(1) 1級、2級			
大学卒	426	35.6	348,203	66,715	281,488				
短大卒	101	41.7	341,445	56,926	284,519				
高校卒	204	46.6	365,071	73,240	291,831				
中学卒	12	46.4	399,390	143,086	256,304				
技術係員	889	40.8	396,103	73,355	322,748	同上			
大学卒	581	36.9	386,687	75,320	311,367				
短大卒	105	42.2	395,646	73,171	322,475				
高校卒	189	49.3	417,394	67,395	349,999				
中学卒	14	32.9	413,630	141,465	272,166				

3 規模100人以上500人未満

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
職 種	職 種	人	歳	円	円	円		
		事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	2	47.0	578,500	0	578,500
大学卒	*		*	*	*	*		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	*		*	*	*	*		
中学校卒	-		-	-	-	-		
工場長	-		-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	-		-	-	-	-		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	-		-	-	-	-		
中学校卒	-		-	-	-	-		
事務部長	58		53.0	638,154	316	637,838	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	46		53.0	669,470	5	669,465		
短大卒	5	54.8	543,271	1,364	541,907			
高校卒	7	51.9	500,136	1,612	498,524			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部長	62	50.5	645,095	13	645,083	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	42	50.0	657,662	6	657,656			
短大卒	7	52.3	616,028	0	616,028			
高校卒	13	50.9	620,143	40	620,103			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	7	49.4	518,739	5,506	513,234	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	行政職(1) 6級	
大学卒	7	49.4	518,739	5,506	513,234			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	26	49.7	617,639	7,634	610,004	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	15	50.7	636,957	5,879	631,077			
短大卒	6	48.8	559,332	3,676	555,656			
高校卒	5	47.8	629,640	17,640	612,000			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	104	48.2	499,267	9,780	489,488	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	77	47.8	498,236	4,701	493,535			
短大卒	14	48.6	483,476	21,847	461,629			
高校卒	13	49.8	522,368	26,856	495,512			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術課長	188	47.9	544,664	40,440	504,224	上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	119	47.2	541,978	29,463	512,515			
短大卒	28	47.2	511,424	47,499	463,925			
高校卒	40	50.4	571,366	60,943	510,423			
中学校卒	*	*	*	*	*			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	7	47.0	443,456	26,007	417,449	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 3級	
	大学卒	4	45.8	434,672	30,437	404,235			
	短大卒	2	47.5	459,300	0	459,300			
	高校卒	*	*	*	*	*			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	41	44.4	503,562	51,901	451,661		同上	
	大学卒	31	42.7	494,271	43,871	450,401			
	短大卒	5	45.2	473,821	91,237	382,584			
	高校卒	5	54.2	590,865	62,377	528,488			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	73	45.5	420,167	44,198	375,969		係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	43	43.6	436,492	48,946	387,546			
	短大卒	14	45.6	391,752	48,649	343,104			
	高校卒	14	50.1	400,634	31,480	369,154			
	中学卒	2	53.0	404,815	0	404,815			
	技術係長	172	43.5	461,252	64,623	396,628		同上	
	大学卒	92	40.8	453,236	63,575	389,661			
	短大卒	39	46.5	452,482	74,119	378,362			
高校卒	41	46.8	487,810	58,101	429,709				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務主任	38	39.6	363,111	40,497	322,614	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級		
大学卒	24	36.4	351,804	43,387	308,418				
短大卒	5	41.2	323,196	21,178	302,018				
高校卒	8	46.9	402,692	46,012	356,681				
中学卒	*	*	*	*	*				
技術主任	228	41.4	397,730	54,727	343,003	同上			
大学卒	152	41.1	401,221	55,956	345,265				
短大卒	32	39.6	369,753	48,057	321,695				
高校卒	43	43.9	406,075	55,167	350,908				
中学卒	*	*	*	*	*				
事務係員	414	40.8	321,014	32,343	288,670	同上			
大学卒	240	37.8	329,080	34,053	295,027				
短大卒	87	44.4	319,367	30,429	288,939				
高校卒	84	45.2	300,159	29,941	270,217				
中学卒	3	47.1	297,261	19,000	278,261				
技術係員	647	37.9	353,680	54,937	298,743	同上			
大学卒	348	36.7	344,727	52,909	291,818				
短大卒	116	40.7	367,784	55,436	312,348				
高校卒	177	38.3	361,037	57,524	303,513				
中学卒	6	38.8	340,793	78,752	262,042				

4 規模100人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	12	50.5	596,702	833	595,869	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	7	51.4	556,783	1,429	555,354		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	5	49.2	652,590	0	652,590		
技術部長	9	48.4	659,124	4,072	655,053	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
大学卒	6	49.0	735,442	3,352	732,090			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	*	*	*	*	*			
事務部次長	*	*	*	*	*	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	24	49.6	548,055	1,474	546,581	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	14	47.7	586,715	429	586,287			
短大卒	8	51.1	498,570	3,172	495,398			
高校卒	2	56.5	475,369	2,000	473,369			
技術課長	22	46.0	498,835	0	498,835	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	8	46.8	527,611	0	527,611			
短大卒	9	44.2	439,883	0	439,883			
高校卒	5	48.0	558,907	0	558,907			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	10	48.1	487,177	1,706	485,471	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 3級
	大学卒	3	42.7	463,251	5,686	457,565		
	短大卒	3	51.3	494,509	0	494,509		
	高校卒	4	49.8	499,622	0	499,622		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	*	*	*	*	*	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	事務係長	6	39.5	391,283	22,232	369,051	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	2	35.5	455,117	16,967	438,150		
	短大卒	2	41.0	311,787	39,035	272,753		
	高校卒	2	42.0	406,945	10,695	396,250		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	技術係長	16	37.2	332,022	29,590	302,432	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	2	38.0	292,829	7,704	285,125		
	短大卒	10	37.1	295,397	34,626	260,771		
高校卒	4	37.0	443,180	27,943	415,237			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
事務主任	8	38.1	373,098	49,559	323,539	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	3	34.0	365,203	75,303	289,900			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	4	39.8	358,262	24,359	333,903			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
技術主任	4	37.0	420,311	54,775	365,537	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	4	37.0	420,311	54,775	365,537			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
事務係員	79	40.8	381,590	45,239	336,351		同上	
大学卒	40	39.7	396,262	40,837	355,425			
短大卒	12	40.3	363,779	60,005	303,774			
高校卒	27	42.7	368,445	44,673	323,772			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
技術係員	73	31.6	301,824	26,142	275,682		同上	
大学卒	33	34.7	329,687	10,919	318,769			
短大卒	22	29.6	245,826	30,566	215,260			
高校卒	18	28.2	331,579	51,538	280,041			
中学卒	-	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	*	*	*	*	*	
	用務員	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	大学学長	*	*	*	*	*	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	7	60.1	852,786	6,714	846,071	
	大学教授	38	52.2	798,983	99,629	699,354	
	大学准教授	24	44.2	703,572	107,721	595,851	
	大学講師	10	40.7	514,390	6,400	507,990	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	2	59.0	666,043	17,765	648,278	
	高等学校主幹 教諭 高等学校指導 教諭 高等学校教諭	- - - 44	- - - 45.7	- - - 510,371	- - - 11,792	- - - 498,580	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	35	53.2	715,503	0	715,503	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	19	47.3	530,926	7,153	523,773	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	51	49.1	613,797	16,863	596,934	下記研究員より上位の者
	研究員	82	39.5	393,569	34,231	359,338	
	研究補助員	23	44.1	375,474	43,393	332,080	

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医療 関係 職種	病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	*	*	*	*	*	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	7	47.3	1,640,089	52,360	1,587,730	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	16	46.1	1,492,040	22,332	1,469,708	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	2	49.0	488,188	0	488,188	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	30	28.6	297,141	44,308	252,833	
	診療放射線技師	39	43.3	458,021	69,632	388,389	
	臨床検査技師	48	46.9	418,808	35,285	383,523	
	栄養士	25	37.8	309,035	25,135	283,901	
	理学療法士	19	37.9	352,114	21,148	330,966	
	作業療法士	7	35.7	304,894	18,100	286,795	
	総看護師長	2	59.0	566,318	0	566,318	部下に看護師長5人以上
	看護師長	49	50.5	514,390	25,722	488,668	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	112	45.5	444,526	68,152	376,374	
	准看護師	14	45.4	296,562	15,302	281,261	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目 学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	36.1	(43.6)	
高校卒	11.0	(19.0)	(81.0)	-	89.0

(注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	80.4
制 度 なし	19.6

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	13,639
配偶者と子1人	19,873 (6,234)
配偶者と子2人	25,662 (5,789)

(注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	子	7,900
	配 偶 者	12,600
	父母等その他の扶養親族	7,000
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

(注) 表中に示す金額は、経過措置期間中における平成30年度の手当月額である。経過措置が終了する平成32年度以降の手当月額は子:10,000円、配偶者及び父母等その他の扶養親族:7,000円となる。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支 給	74.4
借家・借間居住者に支給	(93.2)
自宅居住者に支給	(67.8)
自社保有社宅居住者に支給	(1.6)
借上げ社宅居住者に支給	(4.6)
その他	(2.9)
非 支 給	25.6

(注) ()内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第16表 民間における特別給の支給状況

区 分		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目	下 半 期 (A1)	405,024	293,046
	平均所定内給与月額 (単位:円)	上 半 期 (A2)	409,624
特別給の支給額 (単位:円)	下 半 期 (B1)	917,153	555,403
	上 半 期 (B2)	914,428	587,941
特別給の支給割合	下 半 期 (B1/A1)	2.26 月分	1.90 月分
	上 半 期 (B2/A2)	2.23 月分	2.02 月分
年 間 の 平 均		4.44 月分	

(注) 1 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは平成30年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月分である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	45.9	9.8	-	44.3
課 長 級	27.6	8.6	-	63.8

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		92.0	89.1	23.6	3.5	62.0	2.9	8.0
課長級		76.5	75.0	19.5	2.3	53.2	1.5	23.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目	昇給制度 あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度 なし
			(%)	(%)	(%)	
係員		94.1	(21.7)	(91.0)	(77.8)	5.9
課長級		81.8	(21.5)	(93.3)	(72.9)	18.2

(注) ()内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
係員		55.4	44.6
課長級		49.5	50.5
部長級		49.4	50.6

第3部 労働経済指標

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成30年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,840	47,730	59,290	70,840	82,390
住居関係費	52,800	57,860	52,030	46,190	40,360
被服・履物費	4,180	14,570	16,740	18,910	21,080
雑費 I	43,450	39,250	72,780	106,340	139,880
雑費 II	7,010	16,020	19,850	23,670	27,500
計	137,280	175,430	220,690	265,950	311,210

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成30年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)を基に算定された全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第22表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	平成29年	4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	295.0	289.1	291.5	291.3	
				前年同月比	%	0.3	0.5	0.4	0.4	
			うち所定内給与	金額	千円	268.9	264.8	267.3	267.1	
				前年同月比	%	0.6	0.7	0.7	0.6	
		総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	153.1	144.7	154.2	150.5	
	うち所定外労働時間数		時間数	時間	13.2	12.3	12.3	12.4		
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	307.1	300.9	302.3	304.8	
				前年同月比	%	0.4	0.6	0.6	1.0	
			うち所定内給与	金額	千円	279.2	275.1	277.6	278.6	
				前年同月比	%	0.0	0.7	0.8	0.9	
総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	150.7	141.7	149.9	148.0			
うち所定外労働時間数		時間数	時間	13.1	12.3	12.2	12.5			
生計費	家計調査(総務省) (二人以上の世帯) 消費支出	全 国	金額	千円	295.9	283.1	268.8	279.2		
			前年同月比	%	△ 0.9	0.4	2.8	0.4		
		川 崎 市	金額	千円	309.1	336.8	268.0	299.3		
			前年同月比	%	14.1	6.4	△ 22.2	△ 5.1		
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	0.4	0.4	0.4	0.4		
		川 崎 市	前年同月比	%	0.4	0.4	0.2	0.4		
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	2.1	2.1	2.2	2.5		
雇 用・生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)		前年同月比	%	1.6	1.8	1.5	1.7		
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	倍	1.47	1.49	1.50	1.51			
		川 崎 市	倍	0.86	0.82	0.84	0.87			
	鉱工業生産指数(経済産業省)		前年同月比	%	5.7	6.2	5.2	4.5		
	製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)		前年同月比	%	5.2	3.7	3.9	4.4		

8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月	4月
289.3	291.1	291.6	291.8	291.9	290.0	290.0	293.8	296.6
0.4	0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6
265.3	267.1	266.6	266.0	266.0	265.6	265.3	268.4	270.7
0.4	0.8	0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7
144.5	148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9
12.0	12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0
304.0	305.9	309.1	308.2	308.4	309.4	309.5	313.9	315.5
1.3	1.6	2.3	1.9	1.7	3.8	2.6	2.3	2.7
277.6	280.1	281.8	280.3	281.9	285.7	285.9	289.1	289.9
1.0	1.3	2.2	1.9	2.2	5.5	3.6	3.3	3.8
139.4	144.1	146.3	146.3	145.6	134.3	137.3	142.9	146.7
12.2	12.2	12.8	12.8	13.0	12.0	12.5	13.1	13.4
280.3	268.8	282.9	277.4	322.2	289.7	265.6	301.2	294.4
1.4	0.6	0.3	2.4	1.2	3.7	1.9	1.1	△ 0.5
290.4	286.8	275.8	303.3	344.9	317.3	291.0	331.5	356.9
△ 6.4	△ 0.0	△ 9.2	17.9	△ 2.1	△ 11.3	5.1	15.1	15.5
0.7	0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6
0.8	0.8	△ 0.1	0.6	1.1	1.5	1.6	1.1	0.4
2.9	3.0	3.5	3.5	3.0	2.7	2.6	2.1	2.1
1.4	1.7	1.8	1.8	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2
1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59
0.90	0.93	0.99	1.03	1.05	1.03	1.06	1.05	0.96
5.0	2.5	5.7	3.6	4.5	2.9	1.6	2.4	2.6
4.7	2.1	3.9	2.0	2.9	1.1	2.1	2.2	2.6